

2019年8月吉日

消費税率引上げ実施時期のお知らせ

謹啓 時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。
常日頃、当一般財団に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年（令和元年）10月1日より消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。それに伴い、実施時期をお知らせ致します。
ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

敬白

記

1 実施時期

2019年（令和元）10月1日（火）

試合興行経費、プロテスト受験料に関しては、試合日、プロテスト実施日が実施時期となります。

例）10月1日興行の経費を9月30日に支払う→消費税10%となります。

ライセンス料、広報誌、年鑑、ルールブック等に関しては、2019年（令和元年）10月1日（火）からが対象です。

以上

一般財団法人 日本ボクシングコミッション